

| | |
|-------------|--------|
| 地域指定年度 | 昭和45年度 |
| 計画策定年度 | 昭和46年度 |
| 計画見直し 年度 | 平成14年度 |
| | 平成30年度 |

大磯農業振興地域整備計画書

平成31年3月

神奈川県中郡大磯町

目 次

| | | |
|----|--|----|
| 第1 | 農用地利用計画..... | 1 |
| 1 | 土地利用区分の方向..... | 1 |
| | （1）土地利用の方向..... | 1 |
| | ア 土地利用の構想..... | 1 |
| | （ア）地域の位置..... | 1 |
| | （イ）自然条件..... | 1 |
| | （ウ）交通条件..... | 2 |
| | （エ）人口及び産業構造..... | 2 |
| | （オ）市場条件..... | 3 |
| | （カ）土地利用の方向性..... | 3 |
| | イ 農用地区域の設定方針..... | 5 |
| | （2）農業上の土地利用の方向..... | 6 |
| | ア 農用地等の利用の方針..... | 6 |
| | イ 用途区分の構想..... | 6 |
| | （ア）南部地区..... | 6 |
| | （イ）中部地区..... | 7 |
| | （ウ）北部地区..... | 7 |
| | ウ 特別な用途区分の構想..... | 7 |
| 2 | 農用地利用計画..... | 7 |
| 第2 | 農業生産基盤の整備開発計画..... | 8 |
| 1 | 農業生産基盤の整備及び開発の方向..... | 8 |
| | ア 南部地区..... | 8 |
| | イ 中部地区..... | 8 |
| | ウ 北部地区..... | 8 |
| 2 | 農業生産基盤整備開発計画..... | 8 |
| 3 | 森林の整備その他林業の振興との関連..... | 8 |
| 4 | 他事業との関連..... | 8 |
| 第3 | 農用地等の保全計画..... | 9 |
| 1 | 農用地等の保全の方向..... | 9 |
| 2 | 農用地等保全整備計画..... | 9 |
| 3 | 農用地等の保全のための活動..... | 9 |
| 4 | 森林の整備その他林業の振興との関連..... | 9 |
| 第4 | 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画..... | 10 |
| 1 | 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向..... | 10 |
| | （1）効率的かつ安定的な農業経営の目標..... | 10 |
| | （2）農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向..... | 11 |
| 2 | 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に促進を図るための方策..... | 12 |
| | （1）認定農業者等の育成対策..... | 12 |
| | （2）農用地の集団化対策..... | 12 |
| | （3）農用地の流動化対策..... | 12 |
| | （4）農作業の受委託の促進対策..... | 13 |
| | （5）地力の維持増進対策..... | 13 |
| | （6）遊休農地の利活用対策..... | 13 |
| 3 | 森林の整備その他林業の振興との関連..... | 13 |
| 第5 | 農業近代化施設の整備計画..... | 14 |
| 1 | 農業近代化施設の整備の方向..... | 14 |
| | （1）野菜..... | 14 |
| | （2）果樹..... | 14 |
| | （3）酪農..... | 14 |
| 2 | 農業近代化施設整備計画..... | 14 |
| 3 | 森林の整備その他林業の振興との関連..... | 14 |

| | | |
|----|------------------------------|----|
| 第6 | 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画..... | 15 |
| 1 | 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向..... | 15 |
| 2 | 農業就業者育成・確保施設整備計画..... | 15 |
| 3 | 農業を担うべき者のための支援活動..... | 15 |
| 4 | 森林の整備その他林業振興との関連..... | 15 |
| 第7 | 農業従事者の安定的な就業の促進計画..... | 16 |
| 1 | 農業従事者の安定的な就業の促進の目標..... | 16 |
| 2 | 農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策..... | 16 |
| 3 | 農業従事者就業促進施設..... | 16 |
| 4 | 森林の整備その他林業の振興との関連..... | 16 |
| 第8 | 生活環境施設の整備計画..... | 17 |
| 1 | 生活環境施設の整備の目標..... | 17 |
| | (1) 安全性..... | 17 |
| | (2) 保健性..... | 17 |
| | (3) 利便性..... | 17 |
| | (4) 快適性..... | 17 |
| | (5) 文化性..... | 18 |
| 2 | 生活環境施設整備計画..... | 18 |
| 3 | 森林の整備その他林業の振興との関連..... | 18 |
| 4 | その他の施設の整備に係る事業との関連..... | 18 |
| 第9 | 附図..... | 19 |
| 別記 | 農用地利用計画..... | 19 |
| | (1) 農用地区域..... | 19 |
| | (2) 用途区分..... | 19 |

第1 農用地利用計画

1 土地利用区分の方向

(1) 土地利用の方向

ア 土地利用の構想

(ア) 地域の位置

大磯町（以下、本町）は、神奈川県の中南部に位置し、南は相模湾に面し、東と北は平塚市、西は二宮町に接している。主要都市との距離は、横浜市とは約30km、東京都心とは約68kmであり、鉄道時間距離で見ると、それぞれ約45分、約1時間15分となっている。

(イ) 自然条件

本町の地形は、東西7.6km、南北約4.1kmで、やや東西に長い形となっており、面積は17.23k㎡である。

町の北部は、高麗山（165m）、千畳敷（180m）、鷹取山（219m）をはじめとした標高200m程度の大磯地塊とよばれる丘陵地帯で、これらが町域の約65%を占めている。

南部には平坦地が広がり、国道1号沿いに市街地が形成されており、海岸線へと続いている。

水系は、東部に金目川が流れており、水源を丹沢山系に発し、平塚市を経て海に注いでいる。町の西部には不動川が流れ、二宮町から東流する葛川と合流して海に注いでいる。

気象は、相模湾沿岸を流れる暖流の影響を受けた温暖な気候であり、平成29年の平均気温は16.1℃、年間の総降水量は1,360.5mm、日照時間は2,145.9時間である。

■年次別気温・降水量・日照時間（横浜地方気象台辻堂観測所）

| 年次 | 気温(℃) | | | 降水量(mm) | | | 日照時間(h) |
|-------|-------|------|------|---------|-------|-------|---------|
| | 平均 | 最高 | 最低 | 総量 | 一日最大 | 1時間最大 | |
| 平成25年 | 16.5 | 35.2 | -2.4 | 1,353.0 | 121.0 | 46.0 | 2,226.4 |
| 平成26年 | 16.0 | 35.6 | -2.1 | 1,521.0 | 133.5 | 44.5 | 2,129.4 |
| 平成27年 | 16.4 | 35.6 | -3.5 | 1,465.0 | 86.0 | 34.5 | 2,027.4 |
| 平成28年 | 16.8 | 35.4 | -3.7 | 1,425.5 | 128.5 | 38.5 | 1,869.1 |
| 平成29年 | 16.1 | 33.8 | -3.4 | 1,360.5 | 100.0 | 60.0 | 2,145.9 |

資料：気象庁WEBサイト

■月別 気温・降水量・日照時間（横浜地方気象台辻堂観測所）

| 平成29年 | 気温(℃) | | | 降水量(mm) | | | 日照時間(h) |
|-------|-------|------|------|---------|-------|-------|---------|
| | 日平均 | 最高 | 最低 | 総量 | 一日最大 | 1時間最大 | |
| 1月 | 6.6 | 19.7 | -3.4 | 23.0 | 19.5 | 4.0 | 220.6 |
| 2月 | 7.5 | 18.6 | -1.7 | 14.5 | 5.5 | 2.5 | 192.1 |
| 3月 | 8.8 | 18.2 | -0.1 | 95.5 | 30.5 | 4.0 | 182.4 |
| 4月 | 14.6 | 23.1 | 4.4 | 120.0 | 28.5 | 10.5 | 189.4 |
| 5月 | 19.6 | 28.1 | 11.1 | 79.5 | 42.0 | 11.5 | 236.0 |
| 6月 | 21.7 | 29.6 | 14.7 | 119.0 | 57.0 | 11.0 | 168.8 |
| 7月 | 26.4 | 33.4 | 22.2 | 62.0 | 27.5 | 22.0 | 209.0 |
| 8月 | 26.6 | 33.8 | 21.3 | 174.5 | 84.0 | 60.0 | 134.3 |
| 9月 | 23.3 | 31.3 | 17.0 | 212.5 | 69.5 | 19.0 | 134.5 |
| 10月 | 17.7 | 28.3 | 10.2 | 388.0 | 100.0 | 20.0 | 99.9 |
| 11月 | 13.2 | 23.0 | 3.6 | 53.5 | 33.0 | 5.5 | 17.3 |
| 12月 | 7.3 | 17.5 | -2.3 | 18.5 | 16.0 | 8.5 | 205.6 |
| 年間 | 16.1 | 33.8 | -3.4 | 1,360.5 | 100.0 | 60.0 | 2,145.9 |

資料：気象庁WEBサイト

(ウ) 交通条件

鉄道や道路は、本町の産業・生活・観光の交通手段として主要な役割を果たしている。

鉄道は、JR東海道本線が町の海岸近くを東西方向に通っており、大磯駅が設置されている。また、JR東海道新幹線が町の丘陵地帯を横断している。

道路は、東西方向に国道1号、新湘南国道（西湘バイパス）が通り、横浜方面や箱根方面と結ばれている。県央地域へは、小田原厚木道路（国道271号）が通り、大磯インターチェンジから東名高速道路厚木ジャンクションへ連絡している。県道では、南北方向に県道62号（主要地方道平塚秦野線）、県道63号（主要地方道相模原大磯線）が通っているほか、県道609号公所大磯線、県道610号大磯停車場線がある。

(エ) 人口及び産業構造

本町の人口は、高度成長期やバブル経済期、その後の低成長期においても平成22年まで増加傾向が続いてきたが、平成27年には減少した。

平成27年（国勢調査）における総人口は31,550人、世帯数は12,279世帯である。平成22年から平成27年までに総人口では1,482人、世帯数では137世帯の減少である。

なお、平成27年度に町が策定した「大磯町人口ビジョン・総合戦略2015-2019」では、合計特殊出生率のゆるやかな回復や社会増の維持といった条件のもとで、平成37年の総人口の目標を32,453人としている。

就業人口は、平成27年が14,156人で、平成17年から27年にかけてみると1,265人減少した（減少率8.2%）。第1次産業就業人口については、317人（構成比2.2%）で、平成17年と比べると178人減少している（減少率36.0%）。また、第2次産業及び第3次産業もやや減少している。

平成27年（農林業センサス）における本町の販売農家数は149戸、農家人口は520人であり、本町の総人口、世帯数に占める農家数と農家人口の割合は、農家数で1.2%、農家人口では0.8%となっている。

平成17年から平成27年までに農家数では68戸、農家人口では383人が減少しており、農家人口の高齢化等によって、今後とも農家人口、農家戸数は減少するものと考えられる。

■人口及び世帯、産業別人口の動向と見通し

単位：人、世帯

| 区分 | 総人口 | | 総世帯数 | | 産業別就業人口 | | | | |
|-------|--------|------|--------|------|---------|------|------|-------|--------|
| | | 農家人口 | | 農家数 | 総就業人口 | 第1次 | | 第2次 | 第3次 |
| | | | | | | | うち農業 | | |
| 平成17年 | 32,590 | 903 | 11,768 | 217 | 15,421 | 495 | 467 | 3,595 | 11,099 |
| 構成比 | 100% | 2.8% | 100% | 1.8% | 100.0% | 3.2% | 3.0% | 23.3% | 72.0% |
| 平成22年 | 33,032 | 760 | 12,416 | 195 | 15,020 | 427 | 400 | 3,079 | 11,045 |
| 構成比 | 100% | 2.3% | 100% | 1.6% | 100% | 2.8% | 2.7% | 20.5% | 73.5% |
| 平成27年 | 31,550 | 520 | 12,279 | 149 | 14,156 | 317 | 293 | 3,000 | 10,304 |
| 構成比 | 100% | 1.6% | 100% | 1.2% | 100% | 2.2% | 2.1% | 21.2% | 72.8% |
| 平成32年 | 32,934 | 400 | 12,548 | 128 | 14,777 | 254 | 239 | 3,275 | 11,248 |
| 構成比 | 100% | 1.2% | 100% | 1.0% | 100% | 1.7% | 1.6% | 22.2% | 76.1% |
| 平成37年 | 32,453 | 316 | 12,618 | 113 | 14,561 | 204 | 192 | 3,237 | 11,120 |
| 構成比 | 100% | 1.0% | 100% | 0.9% | 100% | 1.4% | 1.3% | 22.2% | 76.4% |

注1：平成17～平成27年の総人口及び産業別就業人口は国勢調査（10月1日現在）

注2：産業別就業人口では、総就業人口に分類不能を含むため合計は一致しない。

注3：農家人口及び農家数は農林業センサス（2月1日現在）ただし、農家人口及び農家数は販売農家のみ。自給的農家及び土地持ち非農家は含まない。農家人口は販売農家の世帯員数である。

注4：平成32年及び37年は、「大磯町人口ビジョン」による目標人口である。

注5：農家人口、総世帯数、農家数、産業別人口は推計値である。

(オ) 市場条件

本町は、高速道路等を利用して、農産物を京浜市場まで約1時間で運搬できる位置にあり、農産物流通については、国・県道及び高速道路を利用したトラック輸送で行われ、JA湘南を通じて京浜市場へと出荷されている。

(カ) 土地利用の方向性

本町は首都圏整備法の首都圏近郊整備地帯内にあり、昭和13年には用途地域を決定し、昭和48年には都市計画法による区域・区分を定めている。平成29年現在の市街化区域は548ha、市街化調整区域は1,175haである。

市街化調整区域のうち高麗山公園やゴルフ場などを除く地域約718haが農業振興地域に設定され、町全体の41.7%を占めている。農業振興地域内の農用地（農地）は290.7haで、農業振興地域の40.5%を占め、このうち田が41.8haで農用地（農地）の14.4%、樹園地を含む畑が248.9haで85.6%を占めている。農業振興地域内には、住宅地、その他（道路・公園・鉄道敷地等）があるほか、森林原野が260.0ha、農業用ハウスや畜舎などの農業用施設用地が8.0haとなっている。

農業振興地域内の土地については、今後とも農用地等として利用すべき土地の区域（農用地区域）を指定し、その用途区分（農地、採草放牧地、混牧林地、農業用施設用地）を定めている。農用地区域は全体で249.4haで、このうち田が34.9ha、畑が56.2ha、樹園地は150.5haが農用地区域に指定されているほか、農業用ハウスや畜舎などの農業用施設用地7.9haについても農用地区域と定めている。（採草放牧地、混牧林地に関する農用地区域指定はない。）

南部地区は、おおむね東海道新幹線と東海道本線の間である大字西小磯、国府本郷のほか、町の南西部の葛川沿いの国府新宿の地域である。この地域の丘陵部はみかん畑などの樹園地があるほか、谷戸には水田がある。また平地部には露地野菜や施設野菜の栽培が行われている。

中部地区は、地域のほぼ中央に小田原厚木道路や東海道新幹線、主要地方道相模原大磯線が通っており、大字寺坂、生沢の区域である。丘陵部の一部では果樹栽培が、平地部の相模原大磯線沿線では稲作や露地野菜が栽培されている。

北部地区は小田原厚木道路の北側で、大字虫窪、黒岩、西久保の区域である。ここでは、丘陵地を利用したみかんなどの果樹栽培や山裾での露地野菜栽培を行っているが、道路が狭く、集出荷作業に手間がかかっている。

町の農業は、年間平均気温16.8℃の温暖な気候と海や丘陵地などの変化に富んだ自然環境に恵まれ、さらに、都心から68kmの距離という都市近郊型農業としての優位性を生かし、柑橘類を中心に畜産、露地野菜、施設野菜等の生産が営まれてきた。しかし、都市化の影響や米をはじめとした農産物の価格低迷、農業従事者の高齢化、後継者不足など非常に厳しい情勢が続いており、他産業に依存する傾向が強い。また、今後経営規模を縮小する意向を示している農家数も多く、鳥獣被害などにより耕作放棄地も増えている。

今後は、地域の中心経営体となる農家の確保・育成、農地中間管理機構による利用集積を推進し、経営規模拡大を希望する担い手への農地集積を促進するとともに、市民農園や農業体験の場の提供といった町民が農とふれあう機会を拡大し、町農業への理解と町内農産物の消費拡大に努める。

農用地利用については、農業の担い手の確保・育成と連動による利活用や、遊休農地を活用した観光農園、滞在型市民農園といった農業と観光・レジャーとの要素の複合による利活用を図ることで、その保全・活用を図る。

丘陵部においては、樹園地の集団性等の諸条件を検討するとともに、集団性に乏しく山林化した農用地については、鳥獣害対策に配慮した自然環境としての適正な管理に努める。また、平地部においては、施設野菜の推進など生産性の高い農業の推進に努め、他の用途への転換については、集団性の高い農用地の利用を避け、住宅地や他産業との調和のある土地利用を進める。

森林については、町の景観形成上でも重要な要素となっているとともに、隣接・近接する農地の維持・保全にとっても必要であることから、農地と同様に無秩序な開発等を抑制する。

農業振興地域内用途別土地利用の構想

(単位：ha、%)

| 区分 年次 | 農用地 | | 農業用施設用地 | | 森林・原野 | | 住宅地 | |
|-----------------|-------|------|---------|-----|--------------|---------------|------|-----|
| | 実数 | 比率 | 実数 | 比率 | 実数 | 比率 | 実数 | 比率 |
| 現在 (平成 29 年) | 290.7 | 40.5 | 8.0 | 1.1 | 260.0 (0) | 36.2 (0.0) | 37.0 | 5.2 |
| 目標 (平成 37 年) | 288.7 | 40.2 | 8.0 | 1.1 | 260.0 (0) | 36.2 (0.0) | 37.5 | 5.2 |
| 増減 | -2.0 | — | 0 | — | 0 | — | 0.5 | — |

| 区分 年次 | 工場用地 | | その他 | | 計 | |
|-----------------|------|----|-------|------|-------|-----|
| | 実数 | 比率 | 実数 | 比率 | 実数 | 比率 |
| 現在 (平成 29 年) | — | — | 122.0 | 17.0 | 717.7 | 100 |
| 目標 (平成 37 年) | — | — | 123.5 | 17.2 | 717.7 | 100 |
| 増減 | — | — | 1.5 | — | 0 | — |

注1：現在値について

- (1) 現況（平成29年）は「確保すべき農用地等の面積の目標の達成状況」（平成29年12月1日現在）による。
- (2) その他は、農業振興地域面積から農用地～住宅地を差し引いた面積であり、道路や河川・水路、河川敷、倉庫、店舗、駐車場などである。

注2：目標について

- (1) 農用地は、平成15～29年の14年間に2.8ha減少している。こうした経年変化を踏まえ年間0.2haの減少を見込んだ。減少分は、住宅地とその他に振り分けている。
- (2) 農業用施設用地は、具体的な増加要因はないため増減なしとしている。
- (3) 森林・原野は、現時点での開発等の計画はないため、増減なしとしている。

資料：「確保すべき農用地等の面積の目標の達成状況」及び平成14年度見直しの農業振興地域整備計画書

イ 農用地区域の設定方針

(ア) 現況農用地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある現況農用地 290.7ha のうち、今後 10 年間の地域特性を生かした農業の振興や各種土地利用計画等との整合性を勘案し、a～c に該当する農用地約 249ha について、農用地区域を設定する方針である。

a 集団的に存在する農用地

- ・団地規模が概ね 2 ha 以上であり、機械化により営農が可能な土地条件を備えているか、またはこのような条件を備え得る土地について農用地区域とする。

b 土地改良事業又はこれに準ずる事業（防災事業は除く）施行に係る区域内にある土地

c a 及び b 以外の土地で、農業振興地域における地域の特性に即した農業の振興を図るため、その土地の農業上の利用を確保することが必要である土地

- ・丘陵部にある柑橘類等の果樹を生産している農地、平地部で野菜や牧草地などで良好に管理されている農地など、産地形成上確保しておくことが必要である土地

ただし、上記 c の土地であっても、次に掲げるものは農用地には含めない。

○自然的な条件から見て、農業の近代化を図ることが相当でないと認められる次に掲げる農用地

- ・小規模点在農地
2 ha 未満の小規模農地で、かつ周辺の農地と連担していない土地で、将来にわたって効率的な基盤整備が図れないと認められる土地。
- ・近代化を図ることが不適な土地
山間地域等の農用地で、自然的条件（標高・日照・傾斜等）や農業生産条件が不利な土地であって、基盤整備の導入及び農業の近代化等による条件改善を図ることが困難であると認められる土地
- ・非農地証明が発行される山林化した農地
農業の近代化を図るための一体的な土地利用に支障がなく、周辺の農業生産等に悪影響を及ぼす恐れがない土地で、「農地法の適用を受けない土地に係る運用指針」に基づく非農地証明（山林化要件のみ）が発行される土地。

(イ) 土地改良施設の用に供される土地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある土地改良施設のうち、(ア)において農用地区域を設定する方針とした現況農用地に介在又は、隣接するものであって当該農用地と一体的に保全する必要があるものについて、農用地区域を設定する。

(ウ) 農業用施設用地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある農業用施設用地のうち、(ア)において農用地区域を設定する方針とした現況農用地に介在又は隣接するものであって当該農用地と一体的に保全する必要があるものの約 7.9ha について、農用地区域を設定する。

(エ) 現況森林、原野等についての農用地区域の設定方針

該当なし

(2) 農業上の土地利用の方向

ア 農用地等の利用の方針

本町は、野菜や果樹などの都市近郊型農業を推進し、安全で安心な農産物生産に取り組んできた。今後とも地域特性を活かした安全な食品の供給基地として農用地区域の保全を図る必要がある。

農用地については、これまで南部の平地部では場整備事業を実施し、水田や畑の機械化対応が促進できる条件を備えた地域について、引き続き農用地としての活用を図り、露地野菜や施設野菜の栽培を推進する。

なお、ほ場整備された水田については、集積化による規模拡大に努める。

丘陵地の樹園地については、作業道など栽培条件等を考慮した利用を進め、栽培条件の整っていない樹園地で、山林化した樹園地については、鳥獣類の繁殖を防止するための措置や森林としての保全を図る。

農用地区域の地区別設定面積

単位：ha

| 区分 | 農地 | | | 採草放牧地 | | | 混牧林地 | | | 農業用施設用地 | | | 計 | | | 森林・原野 |
|------|-------|-------|------|-------|-----|-----|------|-----|-----|---------|-----|-----|-------|-------|------|-------|
| | 現況 | 将来 | 増減 | 現況 | 将来 | 増減 | 現況 | 将来 | 増減 | 現況 | 将来 | 増減 | 現況 | 将来 | 増減 | |
| 大磯南部 | 97.2 | 96.2 | △1.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 5.4 | 5.4 | 0.0 | 102.6 | 101.6 | △1.0 | 0.0 |
| 大磯中部 | 68.9 | 67.5 | △1.4 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 1.0 | 1.0 | 0.0 | 69.9 | 68.5 | △1.4 | 0.0 |
| 大磯北部 | 75.5 | 75.5 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 1.5 | 1.5 | 0.0 | 77.0 | 76.9 | △0.0 | 0.0 |
| 計 | 241.6 | 239.1 | △2.5 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 7.9 | 7.9 | 0.0 | 249.4 | 247.0 | △2.5 | 0.0 |

注1：将来については、平成23年～平成30年の増減を勘案して見込んでいる。

注2：端数処理の関係で、計が一致しないことがある。

イ 用途区分の構想

農用地区域は、今後10年後を目標に農業上の利用を確保すべき土地について設定を行う。

この用途区分の設定においては、土地の位置・地形、その他の自然条件、土地利用の動向等を勘案し、将来のあるべき土地利用の方向を見定めつつ、生産性の高い農用地としての利用及び農業用施設用地としての活用を図る。

(ア) 南部地区

当地区は、血洗川流域に属する地域で、ほ場整備の実施を契機として機械化できる条件を備えることとなった。水田については引き続き農用地とし、農地中間管理機構の指定を受けている神奈川県農業公社と連携して担い手農家への集積化を進め、経営規模の拡大を図る。畑については、露地野菜の栽培や施設園芸の振興を図る。

丘陵地帯の農用地は、大部分がみかんなどの柑橘類の樹園地として利用されてきたが、農家の高齢化や栽培条件の厳しさから、既に山林化した樹園地も存在することから、栽培条件を勘案した農用地区域指定の見直しを進める。

葛川水系に属する農用地（国府新宿）については、区画の整備された畑地帯であり、露地野菜の栽培や施設園芸の振興を図る。

(イ) 中部地区

当地区は、主として不動川流域の農用地やその後背地となっている丘陵地の樹園地で構成されている。

不動川沿いの農用地は、田や畑として利用されており、今後とも農用地として、露地野菜を中心とした栽培を推進する。

遊休化、さらに山林化が進んでいる荒廃地の樹園地については、栽培条件を勘案し、農用地区域指定の見直しを行う。

(ウ) 北部地区

当地区は、ほとんどが丘陵地や窪地であるが、これまで農業生産基盤整備が進められ、丘陵地の多くがみかん等柑橘系の樹園地として利用されてきた。また樹園地としての団地性もあり、現在もみかん狩り園として運営している農園がある。こうしたことから引き続き農用地としての利用を図り、柑橘系を中心とした果樹栽培を推進する。

また、窪地の一部には畑として利用している農用地や樹園地から普通畑に転換した農用地もあり、温暖な気候条件を活かした野菜の栽培を推進する。

ウ 特別な用途区分の構想

特になし

2 農用地利用計画

別記のとおりとする。

第2 農業生産基盤の整備開発計画

1 農業生産基盤の整備及び開発の方向

本町の農業振興地域内では、南部の血洗川流域に属する水田地帯のほ場整備を実施してきたほか、北部の丘陵地の樹園地において、農業改善事業、団体営農道整備事業といった農業生産基盤整備事業を行ってきた。

しかし、米価の低迷の中で、水稻の作付面積は減少傾向にあり、水田転作による露地野菜や施設野菜の栽培も進んでいる。

丘陵地については、支線農道や園内農道が未整備な状況にあるため、農産物等の輸送が困難であることから遊休地化しているものも見られる。

こうした状況に対応するため、引き続き、農作業の省力化を基本としつつ、これまで整備してきた農道及び道路関連施設の適切な修繕、維持管理を図る。また、収穫物の荷傷みを防ぐため農道等の整備を進める。

ア 南部地区

当地区の谷戸地域は、ほ場整備事業がほぼ完了しているが、丘陵地については、地形的な条件から農業生産基盤整備が未整備な地域もある。

このため、農道整備を行い、収穫物の荷傷みを防ぐとともに流通の合理化を図る。

イ 中部地区

不動川沿いに農地が広がる地域で、一部ではほ場整備事業による基盤整備が完了した地域もある。畑作では、きゅうりなどの露地栽培や施設栽培も盛んである。今後は、栽培技術の向上や農地の集積化による省力化に努めるとともに、施設の適切な維持管理に努める。また、台風等の大雨時の冠水や農作物の根腐れを防止し、収量及び品質の向上を図る

ウ 北部地区

当地区は、丘陵地の樹園地を主とした地域であり、農業構造改善事業や団体営農道整備事業等の実施により、基幹的な農業生産基盤整備が進められてきたが、さらに生産性の向上、作業の省力化を図るため、支線農道や園内農道等の整備を進める。

2 農業生産基盤整備開発計画

該当なし

3 森林の整備その他林業の振興との関連

水源かん養機能等の公益的機能を持つこうした森林を維持保全するため、林道整備や適切な間伐・下刈り等を進める。さらに、血洗川や谷戸川はその源流が町の丘陵地にあることから、農業用水を確保するためにも、適切な森林の保全管理を行う必要がある。

また、果樹を中心とした観光農業にとっても森林は緑豊かな景観を形成する要素であり、その維持・保全が重要である。

4 他事業との関連

該当なし

第3 農用地等の保全計画

1 農用地等の保全の方向

農地は、農業生産にとって最も基礎的な資源であり、食料を安定供給するための基盤である。特に、公共投資し良好な営農条件を整えた集団的なまとまりのある農地は将来にわたり維持、保全していくことが重要である。

しかし、近年、農業従事者の高齢化・後継者不足等により、丘陵地の樹園地を中心として農地の遊休化が進んでいる。そのため、担い手農家への農地の利用集積を図るとともに、地域の特性を生かした特産品の振興を図ることにより、農地の遊休化を防止する。また、農地・農村環境の保全を図るための共同活動を支援する多面的機能支払制度や農業生産条件の不利な状況にある丘陵地における果樹栽培などの農業生産活動を継続するため、園内作業道の整備や用排水の確保等の支援を進める。

2 農用地等保全整備計画

該当なし

3 農用地等の保全のための活動

農用地等の機能確保と良好な保全管理のため、農地の適正利用の啓発に努める。

また、農地中間管理事業、利用権設定等促進事業、農地利用集積円滑化事業等の積極的な活用により、認定農業者等の担い手への農地の集積・集約化を促進し、農地の利用効率を高める。

さらに、多面的機能支払制度を通じて、農用地・水路・農道等施設を保全するための共同活動を支援する。町北部の丘陵地においては、耕作条件の不利な状況を改善し、継続的な農業生産活動が行われるよう支援する。

遊休農地や管理不十分な農用地等に対しては、農業委員会による農地パトロールを実施し、耕作意向の確認、農地保全の指導を実施する。

4 森林の整備その他林業の振興との関連

大磯町森林整備計画に基づき整備等の森林保全活動と連携を図りながら、農用地等の保全に努める。

第4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画

1 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

(1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標

農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、農業経営の発展の目標を明確にし、効率的かつ安定的な農業経営体を育成することを目指す。

具体的目標は、平成26年度に変更した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に基づき、農業経営の発展を目指し農業を主業とする農業従事者が、地域における他産業従事者並みの生涯所得に相当する年間農業所得、労働時間として以下の目標の実現を目指す。

そのため、これを可能にする効率的かつ安定的な農業経営体の指標を作成し、農業経営基盤の確立に努める。また、これらの経営が本町農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことを目指す。

| |
|--|
| 年間農業所得 700万円程度（1個別経営体あたり） 主たる農業従事者1人あたり550万円程度、補助労働者1～2名を想定 年間総労働時間 1,800～2,000時間（主たる農業従事者1人あたり） |
|--|

また、新たに農業経営を営もうとする青年等の確保目標を年間1人とするとともに、新規就農青年等の労働時間・農業所得に関する目標については、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得として、主たる従事者1人あたり250万円程度を目標とする。

そのため、就農希望者に対して、農地については農業委員会や農地中間管理機構による紹介、技術・経営面についてはJA湘南等が重点的な指導を行うなど、関係機関が連携して地域の中心となる経営体へと育成し、将来的には認定農業者へと誘導していく。

営農類型別目標

営農類型別の目標は次のとおりとする。

<個別経営体>

| NO | 営農類型 | 目標規模 | | 作目構成 | | 戸数 (経営体 数) | 流動化 目標面 積 | |
|----|-----------------|--------|------|--------|---|------------------|-----------------|-----|
| 1 | 施設きゅうり +露地野菜 | 1.4ha | 施設用地 | 0.5ha | 半促成キュウリ、抑制キュウリ | 0.6ha | 10戸 | 5ha |
| | | | 普通畑 | 0.6ha | キャベツ、ネギ、ホウレンソウ | 0.8ha | | |
| | | | 水田 | 0.3ha | 水稲 | 0.3ha | | |
| 2 | 露地野菜+水 稲 | 2.6ha | 普通畑 | 2.2ha | ホウレンソウ、タマネギ、エタマメ、 キャベツ、ブロッコリー、ネギ、 カブ | 3.1ha | 15戸 | 5ha |
| | | | 水田 | 0.4ha | 水稲 | 0.4ha | | |
| 3 | みかん+ハウ スみかん | 1.1ha | 施設用地 | 0.2ha | ハウスみかん | 0.2ha | 10戸 | 3ha |
| | | | 樹園地 | 0.9ha | 早生・普通みかん | 0.9ha | | |
| 4 | みかん+落葉 果樹 | 1.1ha | 樹園地 | 1.1ha | 早生・普通みかん | 0.7ha | 10戸 | 3ha |
| | | | | | かき | 0.4ha | | |
| 5 | 落葉果樹+露 地野菜 | 1.7ha | 樹園地 | 0.7ha | かき | 0.7ha | 5戸 | 1ha |
| | | | 普通畑 | 1.0ha | ホウレンソウ、エタマメ、キャベツ、 ネギ、ブロッコリー | 1.8ha | | |
| 6 | 椎茸+みかん | 1.12ha | 椎茸 | 0.12ha | 年植菌本数 | 4,800 | 3戸 | 1ha |
| | | | | | 用役ほだ木 | 13,500 本 | | |
| | | | 樹園地 | 1.0ha | 早生・普通みかん | 1.0ha | | |
| 7 | 野菜直売 | 0.65ha | 施設用地 | 0.15ha | 促成トマト、抑制キュウリ | 0.2ha | 5戸 | 3ha |
| | | | 普通畑 | 0.5ha | トマト、ホウレンソウ、コマツナ、長 ネギ、サトモ、ジャガ芋、 ダイコン、ブロッコリー、キャベツ | 1.1ha | | |
| 8 | 酪農 | 1.2ha | 経産牛 | 33頭 | 成牛舎 | 360㎡ | 10戸 | 5ha |
| | | | 育成牛 | 15頭 | 育成舎 | 75㎡ | | |
| | | | 飼料畑 | 0.8ha | 堆肥舎 | 75㎡ | | |
| | | | 施設用地 | 0.4ha | 浄化槽、サイロ、トラクター、バ ンソクリナー、 ローラー、パイプラインミルカー | | | |

注1：個別経営体に係る営農類型ごとの農業経営の指標について、その前提となる労働力構成については、ここでは、標準的な家族農業経営を想定して、主たる従事者1人、補助従事者1人としている。

注2：営農類型は、類似のものへの適用を前提として、町内の認定農業者を想定。戸数についても認定農業者を想定した。

(2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

上記に掲げた営農類型をモデルとして、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に関する目標として、農用地の利用に占めるシェアを示す。

| |
|------------------------------|
| 効率的かつ安定的な経営体が農用地利用に占めるシェアの目標 |
| 30% |

注：「効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積シェアの目標」は、個別経営体、組織経営体の地域における農用地利用面積シェアの目標である。

農用地利用には、基幹的農作業（畑の作目については耕起、播種、収穫及びこれらに準ずる作業）を3作業以上実施している農作業受託の面積を含むものとする。

平成 28 年度に実施した農家意向調査においては、今後の農業経営規模について「現状の面積でよい」と答えた農家が 85 戸（43%）と一番多かった。規模縮小を考えている農家（耕作面積を減らしたい、農業をやめたい）は 74 戸（38%）で、農地の出し手は多数いることがうかがえる。なお、耕作面積を増やしたいという意向のある農家は、6 戸（3%）であった。

今後の農業経営の規模について

| | 耕作面積を増やしたい | 分散した農地を集約したい | 耕作面積を減らしたい | 農業をやめたい | 現在の面積でよい | 未回答 | 計 |
|------------|------------|--------------|-------------|-------------|-------------|-------------|---------------|
| 人数 (割合) | 6 (3%) | 5 (3%) | 37 (19%) | 37 (19%) | 85 (43%) | 26 (13%) | 196 (100%) |

資料：大磯町農家意向調査結果（平成 28 年度）

こうした状況を踏まえ、農用地等の農業上の効率的かつ総合的利用を誘導する。

本町の南部地区においては、施設野菜や露地野菜を主体とする農業が盛んであり、今後とも、経営農地を集積化し、農作業の効率化と更なる規模拡大を促進する。丘陵地の果樹については、遊休地化の状況を見極め、集積化による農業投資の可能性を検討する。

また、中部地区では、露地野菜を中心に畑地の有効利用がなされているが、先のアンケート結果を踏まえると担い手が受けきれない農地が出てくることが予想される。そこで、担い手育成及び新規就農者の参入の促進等さまざまな手法を講じる。

また、関係機関が有する農地情報の共有化を目指し、地域の担い手への面的集積を促進するため、関係各課、農業委員会、JA 湘南、土地改良区、農地利用集積円滑化団体、農地中間管理機構等が連携して施策・事業等を推進する。

北部地区は、丘陵地の果樹栽培の集積化がみられる地域であり、条件の良い樹園地の流動化を促進する。

2 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に促進を図るための方策

(1) 認定農業者等の育成対策

既に認定農業者として営農している者への支援はもちろんのこと、これら新たに認定を受けようとする者に対して、営農診断、営農改善方策の提示等を行い、農業者が主体性を持って自らの地域の農業の将来方向について選択判断を行い、農業経営改善計画を自主的に作成するよう誘導する。

また、農業委員会の支援により農用地利用集積やその他支援措置を集中的かつ重点的に実施されるよう努める。

さらに、有能な後継者を確保・育成するため、就農にあたり、研修や研鑽できる仲間づくりができるように努める。先進農家での研修では生産経営技術の基礎知識を習得する。

減農薬・減化学肥料栽培など高付加価値の農業を目指す農家には、高度な生産技術や経営能力の習得促進を行う。

(2) 農用地の集団化対策

農業従事者の高齢化や労働力不足、耕作放棄地の解消に対応するため、人・農地プランの作成に取り組み、農地の出し手、借り手の明確化や集積化を希望する農地面積を把握する。

規模拡大を図ろうとする農業者に対して、賃貸借の設定や農作業の受委託を促進することにより農業経営体の育成を図る。

(3) 農用地の流動化対策

農地中間管理事業による農用地集積に取り組み、広範囲に散在していた耕作地を一定エリアに集め、作業効率の向上を図る。

また、農地の出し手・受け手に関する情報の収集、提供により、農地流動化の促進を図る。

(4) 農作業の受委託の促進対策

労働生産性の向上を実現するためには、機械施設の導入・整備による作業の効率化が必要となる。しかし、個人単位での保有は経費負担が大きくなるため、防除等の共同化を進める。稲作について農作業の受委託を促進し、農地の集積及び経営規模の拡大を図る。

(5) 地力の維持増進対策

レンゲやクローバー等の豆科作物を作付けすることで、根粒菌の窒素固定能力により施肥窒素の削減を図る。

畜産農家との耕種農家連携（耕畜連携）を強化し、たい肥を利用することで化学肥料に頼らない土づくりを推進する。

(6) 遊休農地の利活用対策

農業従事者の高齢化、後継者不足などによる担い手の減少によって遊休農地は拡大の傾向にある（平成 25 年 12.2ha→平成 29 年 13.0ha）。こうした農地の遊休化・荒廃化により、鳥獣被害の拡大や経営規模の縮小化、また、営農意欲の減退による離農にも繋がっていくと危惧している。

こうした遊休農地の解消に向け、町外からの企業参入や新規就農希望者への参入支援といった「業としての農業」を振興することで、遊休農地の利活用の担い手確保に取り組んでいるが、今後、更なる遊休農地の解消に向けて別の手法も取り入れながら解消を加速させていく必要がある。

一方で、高麗山から鷹取山周辺までを結んだ一帯には、緑豊かな自然環境が残されており、この一帯に広がる農村・田園風景と併せて、町の重要な地域資源を形成している景観や地域資源を活かし、連携やレジャーを通じての「農業」の展開など、農地の利活用に向けた、農業以外の要素を通じて、新たな担い手が確保できると考えられる。そこで、『大磯町第四次総合計画』では、「農地の有効活用の促進」として、遊休農地を活用した観光農園、滞在型市民農園、農業体験企画の拡大、観光型農業の展開を位置付け、また、『大磯町まちづくり基本計画』では、観光農園、滞在型市民農園、農業体験企画などの展開による農業地の有効活用を位置付けるとともに、『大磯町新たな観光の核づくり基本計画』では、遊休農地の活用による滞在型観光の推進や、観光農園や農業の体験機会づくりなどの観光型農業の推進を目標に掲げている。

遊休農地の解消拡大に向け、こうした経緯を踏まえ、緑豊かな自然環境や農村・田園風景などの景観といった優れた地域資源を活かし、農地をグリーンツーリズム、ヘルスツーリズムなどの観光型農業や、農業とのふれあいの場として、観光農園、滞在型市民農園、農業体験企画などを展開することで、多様な農業への関わりを持つ人を取り込み、遊休農地の解消を図る。

3 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

第5 農業近代化施設の整備計画

1 農業近代化施設の整備の方向

生産者が効率的な農業生産活動を行うため、生産・加工・流通・販売の各段階での施設整備が必要である。このため、農地の利用集積・集約のために高性能な農業機械の導入及び大型で高効率な近代化のための施設等の整備を推進する必要がある。

また、多様化する流通・販売形態に対応するため、農産物の加工・流通・販売ができる6次産業施設の整備を支援する。さらに、家畜排せつ物の適正処理に必要なたい肥舎等の整備を推進する。

(1) 野菜

露地野菜や施設野菜については、きゅうりやトマトといった指定産地品目を中心に安定生産、安定出荷を確保するため、生産・出荷施設を整備し、生産計画に基づいた主産地形成を図り、首都圏に対する生鮮食料品の供給基地の確立を目指す。このため、消費者や市場ニーズに即した新品目、新作型、新栽培法の導入のほか、均一で良品質な苗の供給、低コスト耐候性ハウスの導入等を積極的に取り入れ、省力化と収量・品質の向上を図る。

このほか、地力の減退・連作障害などに対処するための良質有機物を使用した土づくりに取り組む。

(2) 果樹

果樹は、北部地区を中心に観光果樹としてのみかんの栽培が盛んであり、今後もブランド化の推進、優良品種への転換、剪定技術の向上、野生鳥獣害の防止策に努めるとともに、作業の機械化による省力化を図る。また、付加価値を高めるため、生産者による直売所の施設拡充や農産物加工施設、消費者の交流の拠点となる6次産業施設の整備を支援する。

(3) 酪農

酪農については、需要に見合った計画的な生乳生産を基本としながら、育成牛の飼養管理、家畜伝染病予防等による生乳生産量の向上を図る。また、経営の合理化を図るため、共同畜舎等の施設整備を推進するとともに、飼養規模や管理方式に適した飼養機械の導入を図る。

2 農業近代化施設整備計画

効率的かつ安定的な農業経営を目標とする多様な農業を展開していく上で必要な生産、流通、加工、販売施設の整備を推進する。

3 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

第6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画

1 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向

本町においては、農業者の高齢化、後継者不足の状況にあり、農道等が整備されていない樹園地等において遊休地化進んでいる。

また、平成28年度に実施した農家意向調査においては、耕作面積を増やしたいとする農家が6戸、増やしたい耕作面積の合計が200アールであるのに対し、耕作面積を減らしたい又は農業をやめたいとする農家は74戸、減らしたい又はやめたい耕作面積は約1,500アールであった。こうしたことから、新規就農を含め、「担い手農家」の確保・育成が課題となっている。

担い手の確保・育成は、地域における合意形成を基本に、農業生産の中核となる担い手（認定農業者等）と小規模な兼業農家、高齢農家等との役割分担を図りつつ、担い手への農地の利用集積等により、総合的な土地利用型農業を推進し、担い手となる農家の経営基盤を強化する。

また、町外からの新規就農者や企業参入の推進を図るため、農業委員会をはじめ、関係機関と連携しながら就農に関する情報提供、就農相談、就農計画の作成支援などを行い、本町農業の持続的な発展を支える新たな担い手の確保・育成を図る。

一方、成熟社会を迎えた現代において、人々の一般的な消費に関する意識が物質的な豊かさから精神的な豊かさへと移行する中、農業の持つ「土と親しむ、作物を育てる、収穫する」という一連の生産活動が、余暇や自己実現の対象として、また、地域での体験や交流を重視する体験型観光のプログラムとして、地域の有力なコンテンツとなることが期待できる。

緑豊かな自然環境や農村・田園風景などの景観といった本町の優れた地域資源を活かし、農業と市民活動や観光といった分野との連携によって、地域の魅力向上とともに本町の農地活用や農業の活性化につなげるため、観光型農業や農業との触れ合いの場としての観光農園、滞在型市民農園、農業体験企画などの拠点施設の整備を検討し発展することで、多様な農業への関わりを持つ人を取り込み、農業の担い手を確保・育成を図っていく。

2 農業就業者育成・確保施設整備計画

該当なし

3 農業を担うべき者のための支援活動

中核となる担い手（認定農業者等）及び農業後継者を個別的、組織的活動により積極的に支援する。このため、農業生産・加工・販売に関する技術研修の強化を図る。さらに、農業委員会やJA湘南の野菜部会等活動を通じ、農業者の相互の連携や研鑽の機会を設ける。

また、定期的農休日の設定や家族経営協定の締結支援、農業ヘルパー制度の導入などの環境整備に努める。

新規就農者に対しては、担い手となる農業経営体への研修制度を導入し、農業技術・経営の知識の習得を支援する。

さらに、就農準備等に必要な資金の支援や農地の円滑な取得を支援などにより担い手の確保に努める。

4 森林の整備その他林業振興との関連

該当なし

第7 農業従事者の安定的な就業の促進計画

1 農業従事者の安定的な就業の促進の目標

平成27年の農林業センサスでは、本町の販売農家(149戸)のうち、第2種兼業農家が79戸、53.0%を占めている。第2種兼業農家は他産業から主な収入を得ていると思われる。

平成28年度に実施した農家意向調査では、農業従事者で他産業への就業の状況を把握した結果、農家世帯の中で、農業従事者のうち他産業に従事している人は75人で、うち54人(72.0%)は恒常的勤務形態で他産業に従事しているという結果であった。また、日雇いやパートといった不安定兼業の就労実態は20.0%(75人中15人)であった。

恒常的勤務とした54人のうち町外が47人で8割以上となっており、町外に就労機会を確保しているのが実情である。

今後、農用地の流動化促進による農地の利用集積を図ることから、小規模農家や耕作面積を減らしたい農家、廃農を希望している農家等に対し、安定的な就労機会を確保し、兼業農家等の安定就業を図る。

単位：人

| 区分 | 従業地別 | | | | | | 合計 | | |
|---------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|---------|
| | 町内 | | | 町外 | | | 男 | 女 | 計 |
| | 男 | 女 | 計 | 男 | 女 | 計 | | | |
| 恒常的勤務 | 1 | 6 | 7 | 39 | 8 | 47 | 40 | 14 | 54 |
| | 1.9% | 11.1% | 13.0% | 72.2% | 14.8% | 87.0% | 74.1% | 25.9% | 100.00% |
| 自営兼業 | 1 | 3 | 4 | 2 | 0 | 2 | 3 | 3 | 6 |
| | 16.7% | 50.0% | 66.7% | 33.3% | 0.0% | 33.3% | 50.0% | 50.0% | 100.0% |
| 日雇い・パート | 1 | 6 | 7 | 4 | 4 | 8 | 5 | 10 | 15 |
| | 6.7% | 40.0% | 46.7% | 26.7% | 26.7% | 53.3% | 33.3% | 66.7% | 100.0% |
| その他 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 合計 | 3 | 15 | 18 | 45 | 12 | 57 | 48 | 27 | 75 |
| | 4.0% | 20.0% | 24.0% | 60.0% | 16.0% | 76.0% | 64.0% | 36.0% | 100.0% |

資料：「大磯町の農業振興に関する農家意向調査アンケート」（平成28年度）結果より

注：対象者は町内に10a以上の農地を所有する世帯458世帯、有効回答数195票（回収率：42.6%）

2 農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策

「大磯町人口ビジョン・総合戦略では2015-2019」、大磯にしごとをつくり安心して働けるようにするため、地域産業のビジネスに対する創業支援の充実を図ることとしており、地域の資源や人材が持つノウハウを生かした産業創出への支援を進める。特に、コミュニティビジネスへの事業支援、6次産業化につながる特産品、加工品の開発支援と販路拡大、新たなニーズや業態の研究開発の促進に努める。

また、地域雇用の場の整備と担い手の育成を図るため、空き店舗の活用事業支援や観光型農業、漁業の推進を図ることとしている。

今後、こうした事業を進めることにより、地元における農業従事者の安定的な就業機会の確保に努める。

3 農業従事者就業促進施設

該当なし

4 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

第8 生活環境施設の整備計画

1 生活環境施設の整備の目標

本町は、丘陵の森林や里山、中小河川、谷戸に広がる水田地域など、豊かな自然の恵みをうけて、美しい景観を形成している。特に、里山は、生態系の基盤や美しい景観形成に寄与するとともに、住民生活にやすらぎを与える大きな財産である。

しかし、都市化の進展とともに、農村部においては農家の兼業化や混住化が進み、地域住民の生活様式の多様化が進展している。また、丘陵地の荒廃や河川の水質悪化などの問題もある。

本町は、市街化区域、市街化調整区域の区域区分がなされ、市街化調整区域の多くが農業振興地域に指定されてきた。農業振興地域については、ほ場整備やかんがい排水整備、農道整備など農業サイドの事業手法によって生活環境の整備を行ってきた。

農業振興地域となっている農業集落については、生活道路等の環境整備を推進するとともに、生活環境の改善と公共用水域への生活排水の流入による水質悪化を防止するため、合併処理浄化槽の普及拡大と浄化槽・合併処理浄化槽の適正な維持管理の普及に努める。

(1) 安全性

東日本大震災などを教訓として、防災に対する住民の関心が高まっている。本町では、県の地震被害想定や津波浸水想定、土砂災害警戒区域の指定に伴い、津波ハザードマップや土砂災害ハザードマップを作成し、住民の防災意識の高揚に努めてきた。

特に、農業振興地域内では、不動川沿いの集落が大雨による浸水想定が想定されている。また、丘陵地の一部も急傾斜地や土石流に関する土砂災害警戒区域に指定された地域があり、集中豪雨に対応した土砂災害対策が求められている。

町では非常時の通信手段として防災無線を整備しているほか、防災メール等による情報発信を進めている。さらに、新たな情報提供手段として防災ラジオの導入について、町に適した手段や方法等を検討し、災害に強い基盤整備の強化を図る。

常備消防については、湘南地区消防の広域化事業を推進するほか、消防団が対応しているが、消防団活動の充実に努める。

交通安全については、学校や地域を対象とした交通安全教室を実施するほか、幅員 4m未滿の狭い道路の整備等を進める。

(2) 保健性

農業振興地域内での生活排水処理については、主に、個人等が設置する浄化槽や合併処理浄化槽でも生活排水処理が行われているところであるが、今後は合併処理浄化槽の普及と適正な維持管理を促していく。

町のごみ処理については、1市2町（平塚市、大磯町、二宮町）で広域的に対応してきた。こうした中で資源化やごみの分別・リサイクルが進み、ごみの排出量は減少傾向にあるが、今後とも環境負荷の低減をめざし、廃棄物の発生、排出の抑制に取り組む。

(3) 利便性

道路交通網は、本町の産業・生活・観光の交通機関として主要な役割を果たしている。本町の主要幹線道路は、国道1号（西湘バイパスを含む）のほか、幹線道路として県道相模原大磯線があるが、南北に縦断する道路が少ないことから、町内を南北に縦断する広域道路の整備を進める。また、老朽化が激しい道路や道路施設の修繕に努める。特に農業振興地域については、集落内の道路と幹線道路を結ぶ道路網の整備に重点的に取り組み、生活道路網の確立を図る。

また、農村集落での交通の確保のため、地域ニーズに応じた新たな公共交通の導入を図る。

(4) 快適性

本町は、水と緑に恵まれた豊かな自然環境のもとで農業が営まれてきたが、都市化の進行に伴い、農業を取り巻く環境に大きな変化が生じている。とりわけ農業従事者の高齢化や後継者不足によっ

て、遊休農地の増加が懸念され、鳥獣被害も目立つようになってきた。

本町の農業振興地域は、谷戸の水路沿いの水田や畑及び農業集落、丘陵地の樹園地と集落が分散しているが、地域住民が身近な水辺空間とのふれあい空間が少ない状況でもある。

今後は、地域住民だけでなく都市住民に、うるおいとやすらぎを与える空間として、河川の安全性といった機能を考慮しつつも、身近な水と緑とのふれ合える親水区間の創造を図る。

(5) 文化性

ものの豊かさから心の豊かさへの人々の関心が向きつつあるなか、文化活動への関心も一層高まっている。町では、おおいそ文化祭やおおいそ美術展を開催し、住民による文化活動の成果を発表する場としている。また、古くは相模国府や国分寺が置かれるなどの歴史があり、有形文化財や無形文化財をはじめ数多くの歴史的遺産がある。

今後は、地域の歴史的遺産の保全を図りつつ、後世へ継承していくための環境整備や学習・PRを進め、その活用を図る。

2 生活環境施設整備計画

該当なし

3 森林の整備その他林業の振興との関連

本町の丘陵地の森林は、落葉樹や常緑樹を中心としたいわゆる里山であり、緑の景観や水源涵養機能、土砂災害防止機能など多面的機能を有するものである。しかし、有害鳥獣による農作物の被害もあることから、有害鳥獣の駆除を進めるとともに、イノシシをはじめとする有害鳥獣のひそみ場とエサ場をなくす環境整備を進める。

4 その他の施設の整備に係る事業との関連

該当なし

第9 附図

- | | | |
|---|---------------------|------|
| 1 | 土地利用計画図（附図1号） | |
| 2 | 農業生産基盤整備開発計画図（附図2号） | 該当なし |
| 3 | 農用地等保全整備計画図（附図3号） | 該当なし |
| 4 | 農業近代化施設整備計画図（附図4号） | 該当なし |
| 5 | 生活環境施設整備計画図（附図5号） | 該当なし |

別記 農用地利用計画

（1）農用地区域

- ア 現況農用地等に係る農用地区域
- イ 現況森林、原野等に係る農用地区域

（2）用途区分